

平成17年度

銃砲刀剣類の登録審査

銃砲刀剣類所持等取締法第14条の規定に基づき、美術品骨董品として価値ある火なわ式銃砲などの古式銃砲や、刀剣類を登録するために実施します。

とき/毎月第2火曜日  
時間/午後1時30分〜4時  
ところ

県庁西庁舎3階会議室

\*都合により変更する場合は、県教育委員会文化財課(県庁西庁舎2階)に表示します。

審査/県教育委員会が任命した登録審査委員が、銃砲刀剣類登録規則第4条に規定する基準に基づいて審査を行います。

審査の際に必要な物

審査を受ける銃砲刀剣類

警察署で交付を受けた発見届出済証

1件につき6千300円の登録

申請手数料(登録できなくとも必要です)

登録証の再交付/登録証の

再交付には、確認審査が必要

です。事前に県文化財課

へ申請の連絡をし、次の物

を持ってきてください。

再交付を受ける登録銃砲刀

剣類

1件につき3千500円の登録

証再交付申請手数料

美術刀剣類製作承認

1件につき800円の製作承認

申請手数料が必要です。

お問い合わせは

県教育委員会文化財課

(821・4761)まで

行政相談委員の紹介

南国市の行政相談委員に次のお2人が委嘱されました。

氏名	電話番号
足利多美(岡豊町)	863-0602
山岡幹雄(里改田)	865-2569

行政相談委員は、総務大臣が特にお願ひして、皆さんの相談相手となつていただいている民間の方です。

行政相談委員は、国の仕事、

JR、NTTなどの特殊法人の仕事 県、市町村が国の補助を受けて行っている仕事などについて、住民の皆さまから苦情や意見・要望などをお受けし、その解決のお手伝いをしています。

相談の受付は、委員の自宅の他、定期的に相談所を開設して受け付けています。お気軽にご相談ください。



知って得する国民年金

学生には「学生納付特例制度」があります

20歳になると学生でも国民年金に加入し、保険料を支払う義務があります。しかし、一般的に学生の方は所得がなく、本人が保険料を納めることが困難なため、20歳以降の在学期間中の「保険料納付特例制度」が設けられています。

学生納付特例が承認されると、在学中の保険料の納付は猶予され、10年以内であれば、さかのぼって納めること(追納)ができます。また、学生納付特例期間中の障害や死亡といった不慮の事態には、満額の障害基礎年金・遺族基礎年金が支給されます。

対象者

大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校等に在学する20歳以上の方で、学生本人の前年所得が一定額以下である方が対象となります。

\*夜間、定時制課程や通信制課程に在籍している方も含まれます。

\*各種学校(別に厚生労働省令で定める各種学校を除く)については、1年以上の課程に在籍している方に限ります。

所得基準の変更

学生納付特例の対象となる所得の基準は、これまで68万円以下となっていましたが、平成17年度の所得基準は118万円以下となりました。

\*扶養親族等がいる場合や社会保険料控除等がある場合は、その数や金額に応じた額が加算されます。

承認期間

平成17年4月から平成18年3月までになります。前年の所得を確認するため、申請は毎年度必要になります。

承認を受けた期間は

学生納付特例制度の承認を受けた期間は、老齢基礎年金を受け取るために必要な資格期間には含まれますが、将来受け取る年金額には反映されません。年金額を満額に近づけるためにも、卒業後には追納しましょう(2年以上経過した分を追納する場合は、当時の保険料に一定の加算額がかかります)。

申請手続き

年金手帳、学生証または在学証明書(コピー可)をお持ちのうえ市民課年金係へ申請してください。代理の方は認め印が必要です。お早めの申請をお願いします。

\*失業した方が申請を行う場合は、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票等、失業したことを確認できる書類が必要です。

お問い合わせは

市民課年金係(880-6555)、南国社会保険事務所(864-1111)

# ごみ出しは定められた日に!

\*お住まいの地区・小部落のごみステーションに出してください。



## ★ビン・雑ごみ・ペットボトルの収集

日	曜	地区
5/2	月	十市(南部)、天行寺、成合
3	火	片山、里改田
4	水	浜改田
5	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
6	金	立田
7	土	田村
9	月	下唸内、物部、久枝(開田)
10	火	稲生
11	水	能間、野田口、朝日町、城陸、榎田町
12	木	稲吉、西窪、新川
13	金	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、伊達野、大桶団地
14	土	篠原、明見
16	月	野田(西野田町1丁目を除く)、天行寺
17	火	後免町、東崎西部改良住宅、日吉町、西野田町1丁目
18	水	白木谷、八京、蒲原団地、蒲原住宅
19	木	陣山、三畠、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
20	金	北小籠、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区(たちばな改良住宅・小籠住宅を含む)
21	土	祈年(たちばな改良住宅を除く)、東崎、駅前町
23	月	国分、比江、左右山、岩村
24	火	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を除く)
25	水	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
26	木	久礼田、植田
27	金	奈路、亀岩、領石、植野、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷
28	土	十市(北部)、緑ヶ丘
6/1	水	浜改田
2	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
3	金	立田
4	土	田村
6	月	十市(南部)



## ★カン・金属類の収集

日	曜	地区
5/2	月	片山、里改田、浜改田、天行寺、成合
3	火	領石、植野、久礼田、植田
4	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉
5	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
6	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
7	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
9	月	十市(南部)
10	火	東崎(東部・西部)、日吉町、駅前町、東崎西部改良住宅
11	水	東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、祈年、小籠住宅
12	木	立田、田村
13	金	後免町、野田
14	土	陣山、三畠、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
16	月	片山、里改田、浜改田、天行寺
17	火	領石、植野、久礼田、植田
18	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉
19	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
20	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
21	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
23	月	下唸内、物部、久枝(開田)
24	火	久枝(開田を除く)、下島、前浜
25	水	稲生
26	木	十市(北部)、緑ヶ丘、岩村
27	金	奈路、亀岩、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷、白木谷、八京
28	土	国分、比江、左右山、北小籠
6/1	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉
2	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
3	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
4	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)



\* 黒い袋、肥料やお米の袋で中身の確認ができない袋は危険なため、使用しないようお願いします。

お問い合わせは、生活環境課環境係(880-6557)まで

## ★紙類・衣類の収集(新聞紙・雑誌・紙パック・古着)

と き	地区
5月2日・16日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、城陸、朝日町、榎田町、天行寺
5月3日・17日 (第1・3火曜日)	下島、田村(バ'ス南) 浜改田、久枝、前浜、物部(下唸内を除く)、野田、後免町、
5月4日・18日 (第1・3水曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、三軒屋(長岡小籠)、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、小籠住宅
5月9日・23日 (第2・4月曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
5月10日・24日 (第2・4火曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三畠、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(バ'ス北) 岩村、下唸内
5月11日・25日 (第2・4水曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅
6月1日・15日 (第1・3水曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、三軒屋(長岡小籠)、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、小籠住宅

## ★ダンボールの収集

と き	地区
5月2日・16日 (第1・3月曜日)	天行寺
5月5日・19日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、城陸、朝日町、榎田町
5月6日・20日 (第1・3金曜日)	下島、田村(バ'ス南) 浜改田、久枝、前浜、物部(下唸内を除く)、野田、後免町、
5月7日・21日 (第1・3土曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、三軒屋(長岡小籠)、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、小籠住宅
5月12日・26日 (第2・4木曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
5月13日・27日 (第2・4金曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三畠、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(バ'ス北) 岩村、下唸内
5月14日・28日 (第2・4土曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅
6月2日・16日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、城陸、朝日町、榎田町